



SMTB年金ニュース

(平成25年9月19日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

通知「「厚生年金基金の解散及び移行認可について」 の一部改正について」等の発出

平成25年10月1日以降に解散及び移行認可申請を行う際の手続き等に関して通知および事務連絡が発出(平成25年9月18日付)されました。

なお、今回の改正は現行法に基づく認可申請に係るものであり、「厚生年金基金制度の見直しに関する法律※」の施行(平成26年4月1日付)により見直しが必要な箇所は別途改正が行われる予定であると信託協会を通じて厚生労働省より確認を得ております。

※「[公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律](#)」

1. 通知・事務連絡

(1) [「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の一部改正について](#)

<主なポイント>

- ①各種同意や代議員会の議決等の解散又は移行認可申請に向けた手続きが施行日(平成25年10月1日)前であったとしても、解散又は移行認可申請日が施行日以降の場合は、改正後の基準が適用されることとされています。
- ②解散理由に関する基準が削除されました。
- ③事業主及び加入員の同意が4分の3以上から3分の2以上に緩和されました。
なお、労働組合の同意※※については、変更ありません。

※※設立事業所の加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意
(当該労働組合が複数あるときは、その4分の3以上の同意)

- ④「将来返上」と「解散」に関する事業主、加入員、労働組合の同意を同時に取得する取扱いが認められました。ただし、加入員の同意に関しては、「解散」の場合に労働組合の同意等を加入員の同意に替えることは出来ません。

また、「将来返上」から「解散」までの人員等の変動により、「将来返上」時に取得した同意数では「解散」時において必要数に満たない場合、「解散」時に追加で同意を取得する必要があります。

【ご参考：代行返上の取扱い】

- ・代行返上の際に「将来返上」と「過去返上」に関する事業主、加入員、労働組合の同意を同時に取得する取扱いは、従前より認められておりました。
- ・加入員の同意に関しては、代行返上の場合、「将来返上」「過去返上」とともに労働組合の同意等を加入員の同意に替えることが出来ます。

(2) 「特定基金の解散に関する特例について」の一部改正について

<主なポイント>

- ①「納付額の特例」及び「分割納付の特例」の際の事業主及び加入員の同意が4分の3以上から3分の2以上に緩和されました。

(3) 「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について

<主なポイント>

- ①上記（1）の改正に伴う所要の改正を行うものです。

(4) 厚生年金基金の解散方針議決報告について

<主なポイント>

- ①既に発出されている事務連絡「厚生年金基金の解散事前協議について」の内容を通知するものです。なお、今回「1. 基金の概要」の様式が一部変更されています。

主な変更箇所は以下のとおりです。

- ・純資産額が「決算額」と「時価」に分かれていたものを統一。
- ・（注6）を追加

(5) 厚生年金基金の代行部分の将来返上後に解散する場合の加入員等の同意について

<主なポイント>

- ①上記（1）④の具体的な取扱い及び同意書の雛型を定めたものです。

2. 施行日

平成25年10月1日

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3825